

2020年（令和2年）11月30日

事業所・施設管理者 様

福山市保健福祉局福祉部  
障がい福祉課福祉サービス担当課長

## 新型コロナウイルス感染症の急拡大に係る感染予防対策の再徹底と備え について（通知）

新型コロナウイルス感染症に伴う感染拡大防止対策につきましては、既に各事業所・施設において鋭意取り組んでいただいているところであり、本市の障がい者施設ではこれまで感染者は確認されていません。皆様の取組に改めて感謝申し上げます。

さて、感染症の流行時期を迎え、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、本市においてもクラスター事案が発生しております。

事業所・施設等にあっては、これまで周知させていただいております感染予防対策を改めて職員・利用者に徹底いただくとともに、万が一の感染者の発生に備えた準備に万全を期していただくようお願いします。

### 1 感染予防対策に係るマニュアル等

感染症予防対策について、改めて確認いただきたい基本的な事項を「別紙 感染対策の基本チェックリスト」にまとめましたので御活用ください。併せて、次のマニュアル等の確認をお願いします。

- (1) 福山市 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ー職場編ー
- (2) 介護現場における感染対策の手引き（第1版）【厚生労働省】
- (3) 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

【厚生労働省】

※その他、事業所・施設等向けの情報を本市HPに掲載しています。

## 2 eラーニングの受講

本年8月7日付で、高齢者施設向けのeラーニングの受講を依頼したところで、この講習は、感染症対策や健康管理、サービス提供時の対策、情報公開についての考え方、風評被害の払拭の取組、人権擁護の取組など、事業所・施設等として必ず知っておくべき基本的な内容が盛り込まれています。

現時点で、未受講の事業所・施設においては、速やかに感染予防対策の中心的役割を担う方の受講をお願いします。

### 【受講方法】

本市介護保険課ホームページに掲載している動画及び資料により受講

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/197452.html>

福山市役所 HP>介護保険課>事業者の方はこちら>※新型コロナウイルス感染症対策研修等（介護サービス事業所・施設等向け）>2.「福山市 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」に基づく高齢者施設等向け講習

## 3 PCR検査受検の指定権者への報告

職員・利用者がPCR検査等を受検することとなった場合及び陽性者が発生した場合は、速やかに障がい福祉課へ報告してください（事業者指定・指導担当 084-928-1261・夜間休日は警備員室 084-921-2130）。

## 4 感染者の発生に備えた準備（例）

- (1) 職員、利用者、面会者、関係業者等、出入りした人の記録を適切に管理し、感染者発生時に保健所へ円滑にリスト（ガイドライン職場編・様式5）を提出できるよう準備しておく。
- (2) 職員・利用者・家族等、関係者の連絡先及び連絡方法を整理しておく。
- (3) 利用者全員について、「本人が感染」「家族が感染」「利用しているサービスが休業」などの様々な事態を個別に想定し、代替サービスの要否や家族・相談支援専門員・事業所間等の連携を整理し、関係者と合意を得ておく（リスクマネジメント）
- (4) サービス緊急中止や自主休業の判断基準・対応方法を整理・周知しておく。